

公益財団法人岡山県スポーツ協会表彰規程

第1条 この規程は、公益財団法人岡山県スポーツ協会定款第4条第1項第6号に規定する表彰事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

第2条 表彰の対象期間は、前年度11月1日から本年度12月31日まで（以下「当該年」という。）とする。

第3条 表彰の対象は、次のいずれかに該当する個人又は団体であって、岡山県における体育・スポーツの普及振興に寄与したと認められるものとする。

(1) スポーツ功労賞

- ①公益財団法人岡山県スポーツ協会（以下「本会」という。）において副会長以上の役員として、2期4年以上尽力し、その功績が顕著である者（ただし、現職者は除く。）
- ②本会において通算10年以上役員又は委員会委員として尽力し、その功績が顕著であって、表彰を行う年度の初日において、満65歳に達している者（ただし、現職者は除く。）
- ③本会の役員定年制に基づき退任した役員
- ④本会の加盟団体において、通算10年以上役員として尽力し、表彰を行う年度の初日において、満65歳に達している者（ただし、現職者は除く。）
- ⑤本会の加盟団体において、通算15年以上地域においてスポーツの普及振興に尽力し、表彰を行う年度の初日において、満60歳に達しているスポーツ指導者資格を有する者
- ⑥国民スポーツ大会冬季大会または国民スポーツ大会（いずれも本大会）に通算25回以上、次のいずれかの立場で参加した者
本部役員、監督、選手、大会役員、競技会役員、競技役員
なお、同一年に開催された国民スポーツ大会冬季大会・国民スポーツ大会（いずれも本大会）の両方に参加した場合であっても1回とみなす
- ⑦その他、会長が特に認めた者

(2) スポーツ荣誉賞

- ①当該年開催のオリンピック競技大会に選手として出場した者
- ②当該年開催の世界選手権競技大会（ジュニア、マスターズ等は除く）、アジア競技大会（JOC派遣に限る）において、3位以内の成績を収めた選手
- ③その他、会長が特に認めた者

(3) 優秀指導者賞

- ①本会の加盟団体において通算15年以上指導者として選手の育成指導に尽力し、当該年の国際大会に選手を出場させた者
- ②本会の加盟団体において当該年の国際大会（参加国5ヶ国以上に限る）において8位以内の成績を収めた選手を直接指導している者
- ③その他、会長が特に認めた者

(4) 優秀選手・団体賞

当該年における国際大会又は全国大会において、次に掲げる優秀な成績を収めた個人又は団体。なお、個人にあつては、岡山県出身（中学校及び高校に在学した者）、岡山県内在住、岡山県内在勤、岡山県内在学とする。

①国際大会において

大会名	順位
アジア競技大会（JOC派遣に限る）、世界選手権大会（ジュニア、マスターズ等は除く）	<u>出場した者</u>
上記以外の国際大会 （中央競技団体派遣及び参加国5ヶ国以上に限る）	<u>8位以内</u>

②全国大会

大会名	順位
全日本選手権大会、全国大学選手権大会、全国高等学校総合体育大会、全国中学校体育大会、中央競技団体主催の全国大会（国民スポーツ大会は除く）	<u>1位</u>
競技団体が公認した日本新記録・高校新記録・中学新記録を樹立した者	—

(5) 国民スポーツ大会賞

当該年に開催される国民スポーツ大会において3位以内に入賞した選手・団体及び監督

(6) 優良団体賞

地域におけるスポーツの健全な普及及び発展に貢献し、地域スポーツの振興や地域活性化に顕著な成果をあげた市町村体育・スポーツ協会の加盟団体（競技専門部等を含む）、または総合型地域スポーツクラブ岡山協議会に加盟している総合型地域スポーツクラブ

第4条 表彰は、毎年度1回行う。

第5条 表彰に当たっては、表彰状を授与するものとし、記念品を付与することができる。

第6条 表彰の対象となる候補者は、本会の加盟団体又は事務局若しくは総合型地域スポーツクラブ岡山協議会から推薦するものとする。

第7条 被表彰者の選考は、会長が委嘱する委員をもって構成する選考委員会が行う。

2 選考委員会の委員長は、委員の互選により選出する。

第8条 この規程に定めるほか、表彰の実施に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、昭和56年9月17日から施行する。

2 この規程は、公益財団法人岡山県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

3 この規程は、平成26年3月27日から施行する。

4 この規程は、平成27年1月26日から施行する。

5 この規程は、平成28年3月15日から施行する。

6 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

7 この規程は、令和6年4月1日から施行する。